

# 「いじめ防止基本方針」

甲府市立大里小学校

令和2年4月

## はじめに

本校では「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいくべきことを認識し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）及び国のいじめ防止のための基本的な方針を参酌し、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決してゆるされる行為ではない。しかし、いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める必要がある。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

◇具体的ないじめの態様

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

\* これらの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為であるため、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とし

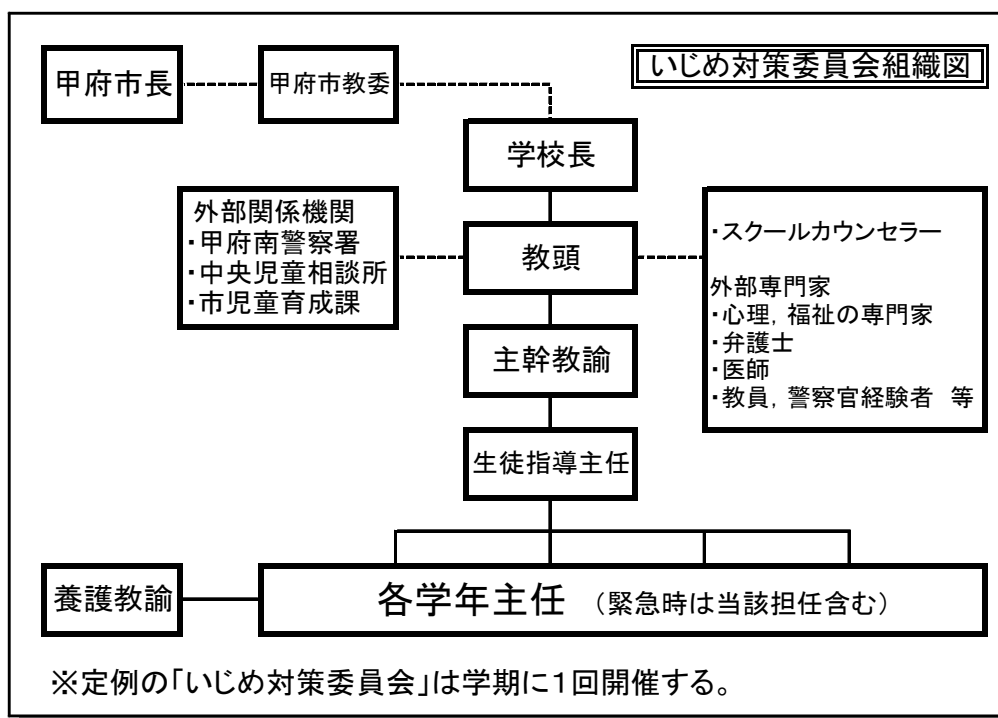
て行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識するとともに、合わせてけんかやふざけ合いの背後にいじめがあることも十分に考えられるので、しっかり調査することが必要である。対処療法的な関わりだけでなく、全教職員が未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなどを意識し、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童の人間性を育み、「思い遣る心」の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

## 2 いじめ対策の組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。当委員会が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で以下に示すような総合的ないじめ対策を行う。



- ①学校教育基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を図る役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、

関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 3 未然防止のための取り組み

---

#### (1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

「いじめはどの子にも，どの学校でも起こりうる」ということを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり，心の通う対人関係が構築できる大人へとはぐくみ，いじめを生まない土壌を作るための具体的な取り組みを，学校として行っていく必要がある。

- ①全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すこと
- ②学校の教育活動全体を通じて，確かな学力と豊かな情操や道徳心を育て，自分の存在と他人の存在を認め，互いの人格を尊重しあえる態度，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと，そのために年間計画に基づき，学級づくりへや道徳教育の充実を図ること
- ③全ての児童が安心でき，「自己有用感」や充実感を感じられる学校生活を作り上げること
- ④いじめる側の児童の，ストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育むこと

#### (2) 未然防止の方策

- ①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い，よりよい集団づくりを行う。
  - ・学校，学級が児童にとって安心して過ごすことのできる場所にするよう教職員が取り組む。
  - ・児童相互が互いを認め合い，心のつながりを感じ「自己有用感」を持てるような学級集団づくりに取り組む。
- ②道徳教育を充実し，「思い遣る心」の育成や規範意識の醸成に努める。
  - ・学校教育全体を通じた道徳教育を充実させ，「思い遣る心」を育成し，いじめに向かわせない自律した人間を育てる。
  - ・互いの気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自他の存在を等しく認め，互いの人格を尊重できる心を育てる。
- ③分かる授業，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し，「自己有用感」を高める。
- ④異年齢集団間，異校種間の連携を深める。
  - ・たてわり活動や中学校，幼保との交流などで，どの児童も活躍できる場を作り出す工夫をする。

- ⑤いじめ問題に対する学校の取り組み評価をP D C Aサイクルで行い、取り組み内容の検証を行う。
- ・年間計画に「取組評価アンケート」の実施を位置づけ、未然防止への取り組みの検証を行う。また、検証結果については毎学期末に甲府市教育委員会へ報告をする。
- ⑥全職員でいじめの理解についての研修会を継続的に実施し、いじめの理解に努める。
- ・年間を通じて、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修の機会を持ち、教職員が自らの取り組み評価を行ったり、人権や法律上の扱いを学んだりする。(研修に当たっては国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」を活用する)
- ⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援等について、校長のリーダーシップの下で取り組むことを、すべての教職員が共通に理解するため、年度当初に方策について確認しあう。
- ⑧業務見直しにより、児童と向き合う時間やいじめに関わる相談の時間確保に努める。
- ・いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われることが多い。学校で行われる行事の見直し、会議・研修、など業務の見直しを図り、児童と向き合う時間の確保に努める。
- ⑨学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」(交通安全教室や防犯教室、地域との情報交換等)をするように心がける。
- ⑩児童会活動を中心に、児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。
- ⑪インターネット上のいじめが重大な人権被害に当たることを十分理解させるなど、情報モラル教育の充実と保護者への啓発活動の促進
- ⑫特に配慮が必要な児童生徒(発達障害・外国籍・性同一性障害・東日本被災・原発避難等)への組織的な対応

## 4 早期発見のための取り組み

---

いじめは早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには日頃から教職員が児童との信頼関係を構築し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。

- ①いじめは大人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいのような形で行われたりする場合があると心得る。
- ②些細な兆候であってもいじめではないかという疑いを持って、児童やその集団から目を離さないように注意する。

③早期発見のために次のような手立てを活用する。

- ・定期的なアンケート調査の実施（大里小では、每学期末に実施）
- ・個人ノート，生活ノート，日記等
- ・いじめに係る個人面談，教育相談の確保
- ・日々の観察
- ・保健室からの情報
- ・本人からの訴えによる相談
- ・周囲の友人や保護者からの訴えによる相談
- ・地域の方や他の保護者からの情報

## 5 いじめへの対処

---

### （1）いじめ対応の基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童には事情を確認した上で、毅然とした態度で適切に指導する。その際、特定の教職員では抱え込まずに組織的に情報を共有し、組織として対応する必要がある。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、いじめの態様が犯罪行為と認められる場合には市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談する。またいじめが「重大な事態」と判断できる場合にも、市教育委員会への報告をし、指示に従って必要な対応をする。

#### ①いじめられた児童，その保護者への支援

- ・いじめられた児童からも事実関係の聴取をする際、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・保護者へはその日のうちに迅速に事実関係を伝える。
- ・いじめを受けた児童，保護者に対し，学校は徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，不安を取り除くように配慮する。
- ・必要に応じて，いじめた児童を別室で指導したり，出席停止制度を活用したりして，いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮する。
- ・いじめが解消したと判断した後も，継続して十分な注意を払い続ける。

#### ②いじめた児童，その保護者への助言

- ・いじめた児童から事実関係の聴取を行い，いじめが確認できたら，必要に応じて外部専門家の協力を得て，組織的にいじめをやめさせ，再発防止の措置をとる。
- ・いじめた児童には，いじめたという事実の重大さを自覚させ，その児童が抱える問題やいじめの背景にも目を向け，当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないような教育的配慮の下，毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは，学校教育法第11条による懲戒も視野に入れる。

#### ③いじめが起きた集団への働きかけ

- ・傍観的な立場の児童には，自分の問題と捉えさせ，誰かに知らせる勇気を持つよう指導

する。

- ・はやし立てたるなど同調していた児童には、いじめに加担する行為であることを自覚させ、行為の重大さに対し反省を促す。
- ・学級全体に対し、学級指導等でいじめは絶対に許されない行為であることを指導し、根絶していこうとする風土を根付かせるよう配慮する。
- ・いじめは被害、加害の当該児童のみの問題とせず、集団として全ての児童が互いを尊重し、認め合う人間関係を構築していけるよう取り組んでいく。

#### ④ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対し直ちに削除を求める等必要な措置を講ずる。その際、必要に応じて法務局、地方法務局の協力を求める。
- ・「重大事態」に陥るおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ・早期発見の観点から、市教育委員会との連携で、学校ネットパトロールの活用や、法務局、地方法務局における人権侵害情報に関する相談の活用も考慮する。
- ・日頃より、情報モラル教育を推進したり、保護者へも理解を求めたりするよう配慮する。

## (2) 「重大事態」への対処

### ① 「重大事態」とは（「いじめ防止対策推進法」第28条による）

(ア) 生命、心身又は財産に対する重大な被害

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの

- ・年間30日が目安だが、一定期間連続して欠席しているような場合には目安にかかわらず、迅速に調査に着手する必要がある。

### ② 「重大事態」の報告

重大事態が発生した場合は市教育委員会を通じて、甲府市長へ事態発生について報告をする。

### ③ 「重大事態」の調査

重大事態が発生した場合は市教育委員会へ報告し、市教育委員会の指導により事態にかかわっての調査を行う。調査の主体を学校とするか市教委とするかについても事態の状況により整理し、市教育委員会の判断による。

また、調査主体は調査にかかわっての組織を設ける。この組織には必要に応じて弁護士や臨床心理士、医師、学識経験者、その他必要と認められる者を含むものであるが、組織自体はいじめ対策の既存の組織を活用することが望ましい。

### ④ 「重大事態」の事実関係を明確にするための調査

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつから、誰から、どのように行われたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があ

ったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする必要がある。この際、たとえ市教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合い、主体的に再発防止に取り組む姿勢が重要である。

#### ⑤その他

その他、「重大事態」への対応に関する詳細は、市教育委員会の指導、文部科学省より出されている「いじめの防止等のための基本的な方針」によるものとする。

## 6 その他の留意事項

---

### (1) 組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は校長を中心に全教職員が一致協力体制で行う。
- ・一部の教職員が抱え込むのではなく、組織で情報を共有し、組織で対応する。
- ・いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学・進級、転学に当たっては適切に情報提供できるよう留意する。
- ・必要に応じて外部専門家（組織図参照）との連携により対応する。
- ・取り組みの実施や年間計画の作成・実施に対して、必要に応じて、保護者や地域住民などの参加を図る。

### (2) 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめに関する校内研修を年間計画に位置づけ、実施する。

### (3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合う時間を確保し、いじめの防止に適切に取り組んで行けるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

### (4) 学校評価と教職員評価

- ・学校評価においては児童や地域の実態を踏まえた目標の設定、具体的な取り組み状況や達成状況を評価するよう配慮し、評価結果を踏まえて、改善に取り組む。
- ・教職員評価においては、いじめ問題に関する目標設定や児童理解、未然防止や早期発見の手立て、発生した際の迅速、適切な対応等目標への対応状況に関して評価する。

### (5) 地域や家庭との連携

- ・学校教育基本方針について、保護者や地域への理解を得、いじめ問題の重要性の認識を広めるよう配慮する。
- ・家庭訪問や学校からの通信等で家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・PTA学校委員会、学校教育推進会議等を活用し保護者、地域と連携した対策を推進する。

### (6) いじめの解消

- ・いじめが少なくとも3か月止んでいる。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。